

[総合研究]
中小企業政策の国際比較
——アジアとヨーロッパを中心に——

共同研究者

代表 福島 久一（日本大学経済学部教授）
草原 光明（日本大学経済学部教授）
平澤 克彦（日本大学商学部教授）
小林 世治（日本大学大学院グローバルビジネス研究科助教授）
岡田 浩一（明治大学経営学部助教授）
小谷 紘司（（財）政治経済研究所研究主任）
八幡 一秀（中央大学経済学部教授）
和田 耕治（（財）中小企業総合研究機構主任研究員）

はしがき

「米ソ冷戦体制」崩壊後の世界は、大きく変わりつつ、新たな世界経済秩序が模索されている。経済のグローバル化と情報・通信技術革新の相互規定・同時進行による急速な進展は、一国を単位にした国家や経済の枠組み、国境を残したままの国際的経済諸関係を越えて、市場原理を軸にした地球規模大の経済を一体化した「資本と生産の世界的集積」の新しい段階に入っている。アングロサクソン型グローバル・スタンダード化への動きは、米欧日の多国籍企業のグローバル企業への飛躍として位置づけられている。それと同時に、多国籍企業の本格的な世界展開が、国内では「産業空洞化」、「地域の疲弊」をもたらし、失業の増大、貧富差の拡大、地域間格差の拡大のみならず、ローカル経済を担う中小企業に「グローバル構造矛盾」を醸成している。こうしたことは、まさにグローバリズムとナショナリズム、さらにはリージョナリズム・ローカリズムとの利害対立・相克を意味しており、新時代を迎えた今、いかにして国内の社会経済を安定化させるかという厳しく困難な新たな課題をいずれの諸国にも提起している。そして世界経済の動揺と不安定性への対応として、また自国経済の再生や経済の活性化をはかる経済問題解決の鍵として、世界各国では中小企業の果たす役割への期待と関心が高まり、中小企業政策の必要性が重視されてきている。

しかしながら、先進資本主義諸国、旧社会主義諸国そして発展途上国諸国のいずれにおいても、総体としての中小企業は「異質・多元」の存在であるだけに、中小企業の積極的役割への期待と可能性のみには留まらない。総体としての中小企業は、確かに一面では発展の可能性をもっているが、他面では問題性を含む、二面的性格があるのである。欧米日の多国籍企業の活動を中心にした経済のグローバル化と世界経済のシステム化の進展が、各国の中小企業の存立の条件と場を大きく変化させて新たな構造問題を現出させていること、それ故に歴史的・構造的視点のみならず、世界的視点からの中小企業政策が要請されているのである。

本研究は、経済科学研究所の助成による『総合研究（A）』の平成11年度、平成12年度の2年度に亘る研究成果である。

本研究での課題は、「経済のグローバル化」と「世界の中の中小企業」という視点の下で、第1は各国の中小企業の認識、現状と問題性、その特殊性と共通性の有無を明らかにすること、第2は中小企業に対する政策理念、支援・育成の考え方、政策の変遷等について検討し、政策の「世界化」を探ること、そして第3に各国の分析の結果から、日本が学ぶべき教訓の有無、政策含意を導き出すことによって、日本の今後の政策課題と政策方向とを究明することを目的にしている。研究の対象国は、発展途上国のアジアと先進資本主義国のヨーロッパにおいた。

「中小企業政策の国際比較」に関するこうした問題意識と研究目的に対して、福島論文は、その分析方法と比較基準を検討し、中小企業がもつ「市場の社会的構築」を認識することが国際比較の原点だと提示している。小谷論文は市場経済を導入しつつ社会主義をめざすベトナム中小企業政策は、いまだ端緒的であるが、社会主義的政策の独創性が必要であることを指摘している。小林論文は、マレーシアが「二重経済」の状態にある中で、中小企業政策は産業政策の一部として性格付けられたが、97年の「通貨危機」後、中小企業は「構造改革」を担うという新たな位置付けが示唆されていることを明らかにしている。和田論文では台湾中小企業がもつ柔軟性、革新性、経営者の積極性そして経済成長の担い手となっている中小企業創出のシステムを評価することによって日本も学ぶべき多くの示唆があることを強調している。草原論文では、オーストラリアを取り上げ、中小企業が政策対象になったのは1980年代以降のことで、政策意図は、問題性の解消というよりもむしろ経営指導にあることを明らかにしている。

ヨーロッパに関しては、岡田論文がイギリスの中小企業政策を取り上げている。ここではサッチャー、メージャーと続いた保守党政権からブレア労働党政権の今日までの政策をフォローし、両政権の政策思想には違いがあることを指摘している。Think Small Firstがブレア政権の思想である。八幡論文は、サード・イタリアにおける産地での分業構造とコーディネーターとの関係を明らかにすると共に、特に州や基礎的自治体レベルの中小企業政策に注目して日本の政策に取り入れるべき点を追求している。平澤論文は、ドイツでは「社会的市場原理」が政策の指導原理であること、このもとでの中小企業政策は、競争秩序を維持するための競争政策と競争力向上を図る振興策とからなって、その遂行は州政府に属していることを明らかにしている。連邦政府は州政府に対して「補完原則の枠内で援助」することを指摘し、州政府の役割に注目している。

以上のような研究成果であるが、研究は当該国の政策評価や政策効果にまで踏み込まずに政策紹介や特徴の指摘の域を超えることができていない憾みがあるが、忌憚のない御意見を戴ければ幸いである。

（福島久一稿）